明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二六）　一

〔告　示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働三三一）　一

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　二
特殊法人等
平成二十六事業年度独立行政法人住宅金融支援機構の財務諸表、日本弁護士連合会懲戒の処分、国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、全国市町村職員共済組合連合会関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　六

省令

○厚生労働省令第百二十六号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百四十七号を第四百四十八号とし、第四十三号から第四百四十六号までを一号ずつ繰り下げ、第四十二号の次に次の一号を加える。

四十三　アンモニウムイソバレレート

附　則

この省令は、公布の日から施行する。